

平成27年1月5日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

平成26年度 第2回 国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会 の概要について

農林水産省は、平成26年12月2日（火曜日）に、平成26年度 第2回 国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会（以下「OIE連絡協議会」という。）を農林水産省三番町共用会議所第3・4会議室において開催しました。今回は、本年9月に開催されたOIEコード委員会の報告書において提示されたOIEコード改正・新設案について意見交換を行いました。会合における意見交換の概要は以下のとおりです。

意見交換の概要

（1）動物衛生関係

① 口蹄疫

- メンバーからは、まず、ワクチン非接種清浄国で口蹄疫が発生した場合に当該国がワクチン非接種清浄国に復帰するための条件のうち、防疫措置完了後3か月で復帰できる条件として、全てのワクチン接種動物群においてOIEマニュアルに準拠したワクチンを使用し、ワクチンを接種した動物について全頭（反芻獣）又は抽出（反芻獣以外の動物）により、①接種効果を確認すること及び②感染を否定することの2条件が課される案となっている部分について、特に、①の接種効果を確認するための具体的な方法について質問がありました。

これに対し、事務局から、ワクチンに含まれる構造たん白に対する抗体上昇の有無又は抗体保有率を検査することにより確認することが考えられる旨説明を行いました。また、他のメンバーから、使用されるワクチンが当該地域で流行している株に効果があるものであることを前提として、ワクチンに対する抗体の検出によりワクチン接種効果を確認することになるとの補足的な説明がありました。

- メンバーから、コンパートメントの適用に関して、口蹄疫の牛での適用は困難と考えるが、海外で適用されている例はあるかとの質問がありました。

これに対し、事務局から、現状としてコンパートメントの適用は小動物に限られている旨及び南米でめん羊の口蹄疫について適用しようという動きがあるが実現できたとの情報はまだない旨を回答しました。

② その他

(高度な衛生状態にある馬群)

- メンバーから、「高度な衛生状態にある馬群 (HHS)」と「高度な衛生状態にあり、かつ能力の高い馬 (HHP)」は日本で言うとどのような馬のことを指すのか質問がありました。

これに対し、事務局から、基本的には、競走馬については入厩後のトレーニングセンターにいる馬(群)が HHS で、その中の一頭一頭が HHP になり得ると考えられる旨を回答しました。また、乗馬用の馬については、衛生基準を遵守できるか関係団体と協議していく必要があると考えている旨を説明しました。

- メンバーから、トレーニングセンターにいる馬は競馬場等の施設だけでなく、休養のため生産地に放牧に出されることがあるが、輸出される時の条件として放牧地も連動して施設の要件が適用されるようになるのか質問がありました。

これに対し、事務局から、連動すべきと考えられるため、国際的な情報も確認しつつ、実際の飼養衛生管理に詳しい関係団体等と情報交換していきたい旨回答しました。

- メンバーから、HHS の定義で「特定の疾病群に関して衛生状態が明らかであり」とある「特定の疾病群」とは何を指すのか、馬インフルエンザはどのように扱われるのかについて質問がありました。

これに対し、事務局から、HHS 飼養施設は、①その所在国又は地域における鼻疽、アフリカ馬疫及びベネズエラ馬脳炎の清浄性に依じて分類されることから、同3疾病に係る検査等が施設認定の要件となっていること、②馬インフルエンザについては馬群全頭の予防接種や検査が必要とされることから、同疾病についても施設認定の要件となっている旨を説明しました。(補足：HHP 馬の要件として、馬伝染性貧血及び馬ピロプラズマ病の検査も必要とされている。) また、馬ピロプラズマ病のように日本が他国よりも高い衛生環境にある疾病については、輸入時の要件として協議の対象とし、2020 年の東京オリンピックも見据えながら関係団体等と連携しつつ対応していきたいと考えている旨説明を行いました。

- メンバーからは、定期的で開催されている日韓馬術競技会についても対象に含まれるかとの質問があり、事務局から、同馬術競技会については、今年9月に韓国の仁川で開催されたアジア大会にも職員を派遣して情報交換をしている旨及び地方競馬で行っている日韓交流競馬についても対象となることを見据えて対応していきたいと考えている旨回答しました。

- メンバーから、HHS を離れた馬の扱われ方について質問がありました。

これに対し、事務局から、海外でも高度な衛生状態を確保できていれば HHP 馬として帰国できるが、衛生状態の異なる馬と接触した馬については HHP 馬の資格を失うことになる旨説明を行いました。

(2) 生産段階の食品安全及びアニマルウェルフェア

① 豚群におけるサルモネラの予防と管理

- メンバーから、野生動物の侵入を原因とするサルモネラ汚染については言及されているのか質問がありました。

これに対し、事務局から、施設設計の要件において「野生動物」の侵入を予防するようにすることとされている（参考資料仮訳 p.84 の 8）参照）旨説明を行ったところ、メンバーから、野鳥やげっ歯類だけでなく、キツネ等の野生動物や飼い猫の侵入による疾病侵入予防も必要との指摘がありました。この点について、事務局から、今回提示された案は加盟国に初めて提示されたもので、十分に実情をとらえ切れていない部分がある旨及びこの機会に修正すべきと考えられる点は御指摘いただきたい旨回答しました。

- メンバーから、サーベイランスの方法は、どのような内容が規定されているのか質問がありました。

これに対し、事務局から、具体的な記載はない旨説明したところ、メンバーより、具体的な規定を作るのが望ましい旨指摘がありました。

- メンバーから、外から侵入する野生動物のほか、既に農場や畜舎に入り込んでいるげっ歯類等の管理方法について質問がありました。

これに対し、事務局から、バイオセキュリティ措置の一つとして、げっ歯類等の害獣の存在が発見された場合には、時宜を得た管理行動（殺鼠剤の使用等害獣の増殖を抑えるための措置）が必要とされている旨説明を行いました。（参考資料仮訳 p. 83 の (8) 参照）

- 事務局からは、サルモネラが豚から排出されて広がることを低減する目的で、飼料又は水にプロバイオティクスが添加される場合があるがその有効性にはむらがあるとの記述について、適当かどうかメンバーの意見を聴きました。

これに対し、メンバーから、実際に有効性にはむらがあるため、コード案の記載については違和感はないとの意見がありました。

② 役用馬及び乳用牛のウェルフェア

- メンバーからは、まず、役用馬のウェルフェアに関するコード案について、ばんえい競馬用の馬は競走馬であり、今回のコード案では対象とならないと理解しているが、OIE はどのように取り扱うつもりか、今後役

用以外の用途の馬にもウェルフェアに関するコードを作成していくのかとの質問がありました。

これに対し、事務局から、馬のウェルフェアについては、OIE も初めて取り組む内容であり、まずは、コードを作成しやすいと考えられた役用馬から取り組みを始めたところと考えられる旨説明を行いました。また、ばんえい競馬については、その OIE コード上の扱いに関する検討については、今後の OIE における議論に沿って競馬主催地である北海道ともよく相談しながら対応をしていきたいと考えている旨回答しました。

- メンバーから、「飼養及び動物管理に関する推奨事項」のうち、「動物衛生管理」について、今般示された案では「アニマルウェルフェア上重要な疾病について記録を収集し、監視するプログラムが、国又は地域の段階で整備されるものとする。」との記述が削除されているものの、飼養衛生管理や飼養環境の改善のためには記録をとることは非常に重要であり、この内容を推奨指導項目として残せないかとの意見が出されました。

これに対し、事務局から、いただいたご意見を OIE に対して提出する方向で検討する旨回答しました。

- メンバーから、役用馬には農耕用だけでなく、観光地の馬車用の馬も含めるべきとの意見が出されました。

これに対し、事務局から、コード案に含まれているものと考えている旨回答しました。

- 乳用牛のウェルフェアに関するコード案については、牛の繋ぎ飼いにおける「回転することが出来る」との表記が「自分を毛繕いすることが出来る」に変わる部分について、メンバーから、「毛繕い」とは自分の足が届く範囲や柵に体をすりつける行動を指しているのかとの質問がありました。

これに対し、事務局から、「毛繕い」とは首を回して腰を舐めることが出来るレベルの自由さを指すとの説明を行いました。

(3) その他

- メンバーから、福島原子力発電所の事故後、取り残されている被爆牛の扱いについて、火災や化学汚染などについては、緊急事態計画が策定されているが、放射線被曝については記載がないと認識しており、このことについて OIE としてはどのように対応するのかとの質問がありました。

これに対し、事務局から、災害時の対応については OIE で特別専門家会合が立ち上げられ、現在議論がなされているところであり、日本からも会合に参加して検討中である旨回答しました。

- メンバーから、オランダではアニマルウェルフェアの観点から、ほとんどの農家が豚の去勢を行わなくなってきたが、OIE ではこれについてのどのように検討されているかとの質問がありました。

これに対し、事務局から、OIE が策定する基準は国際基準であり、多くの加盟国で遵守できるような基準とするため、禁止事項を挙げるのではなく、適した方法を示すという考え方の下コードが作られている旨説明を行いました。また、豚の去勢について今後議論されるとすれば、去勢を禁止するのではなく、苦痛を抑えて施術する方法を示すことになると考えられる旨回答しました。

- メンバーから、疾病の清浄化認定について清浄化回復までの期間を短縮すること、加熱温度の条件から時間の条件を削除すること等の動きは、規制が緩和されるという印象を持つとの指摘がありました。このため、こうした変更が科学的根拠に基づくものであれば、それを分かりやすく説明してほしいとの意見がありました。

これに対し、事務局から、OIE から提示されているコード改正案検討の経緯について補足説明するとともに、今後は、より分かりやすい情報提供を行えるようにしたい旨回答しました。

(以上)